令和５年度第２回大田区地域包括支援センター運営協議会議事要旨

１　開催日時

　　令和６年１月26日（金）午後１時30分から午後３時00分まで

２　会場

消費者生活センター　大集会室

３　出席者

　 （委員）　奈良委員（会長）、富田委員（副会長）、髙峰委員、志田委員、井上委員、

常安委員、中原委員、髙橋委員、早山委員、佐藤委員

　　（区） 　張間福祉部長、政木福祉支援担当部長、黄木福祉管理課長、

長谷川福祉支援調整担当課長、金子元気高齢者担当課長、森田介護保険課長、丸山介護サービス推進担当課長、浅沼大森地域福祉課長、

木田調布地域福祉課長、根本蒲田地域福祉課長、

曽根糀谷・羽田地域福祉課長、小西高齢福祉課長、事務局

　　（傍聴者）　１名

小西課長　・事務局を担当します。よろしくお願いします。

　　　　　・初めに奈良会長よりご挨拶いただきたいと思います。

奈良会長　・元旦に能登半島で地震があり、衝撃でした。

　　　　　　石川県珠洲市の人口の約３分の１が避難所に避難しており、住宅の倒壊数も数千と出ており、甚大な被害が出ています。住み慣れた地域での生活をどのように支援し、構築していくのかを考えていく必要があるのではないかと思っています。

　　　　　・本日は、地域課題等も考えながらささやかではありますが、上記の事に寄与できればと思います。よろしくお願いいたします。

小西課長　・続いて福祉部長より挨拶を申し上げます。

張間部長　・ご多忙の中、ご出席いただき御礼申し上げます。

　　　　　・これから高齢者の方が増えていき、団塊の世代が75歳以上になる、いわゆる2025年問題、団塊の世代の子どもたちが65歳以上になるのがおおよそ15年後となっています。先を見据えてやっていかなければ高齢者の方々を支えていくことができないと考えています。

　　　　　・高齢者のお困りごとの相談にのっている最前線が地域包括支援センターです。大田区は23の地域包括支援センターを法人の方々のご努力により運営させていただいております。高齢者やその家族に相談事があった際、地域包括支援センターに気軽に相談していただき、早期の対応で、いつまでも元気でいていただくのが一番大切だと思っています。

・地域包括支援センターの運営法人と行政、介護サービスや医療の専門家の皆さんと一緒になって、高齢者が住み慣れたまちでいつまでも暮らしていける大田区を作っていきたいと思っています。

・本日は、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

小西課長　　以降の議事進行については奈良会長にお願いします。

奈良会長　　それでは、これより、次第３の議事に入ります。

最初に、（１）審議事項アの「地域包括支援センターの事業評価の結果について」、事務局から説明願います。

小西課長　 （資料１）

こちらは地域包括支援センターの機能強化に係る事業評価について、包括ごとにまとめたシートになります。

包括の事業評価については、第１回運営協議会においても概要等ご説明させていただきましたが、本日は改めて目的から簡単にご説明いたします。

この事業評価は、包括の運営法人及び区が、包括のサービスや支援の内容を共有し、包括の業務の質の向上や、事業が適切に行われているかを把握することを目的としております。

評価手法といたしましては、国が評価指標として定めている項目の内容を取り入れながら、区の独自指標を用いて、令和５年度は初の試みとして、書面での評価を実施しております。

資料１はその結果となります。

　結果は各包括ごとにまとめさせていただいております。

結果シートの様式についてご説明いたします。

１　国指標は、国の評価指標の確認項目の中から区が今年度の重点項目とした７項目となっており、全包括共通の確認項目になります。ページ左側の回答欄は、１は「はい」、２は「いいえ」の回答を示しています。確認項目の内容といたしましては、３職種の配置について、包括の周知について、相談・苦情対応の整備について、消費者被害防止の取り組みについてです。それぞれの項目の右側に包括の取り組み状況が記載されています。

２　重点項目以外「いいえ」回答は、１　国指標に記載している７項目を除いた国の評価指標のうち、「いいえ」の回答をしていた項目となっています。これは、包括の取り組み状況により、「いいえ」と回答した項目が記載されています。そのため、包括によって「いいえ」回答の項目数が異なります。それぞれの項目の右側に回答が記載されております。

３　大田区確認事項は、昨年度実施した評価結果に記載した「さらなる取り組みが期待される点」が記載されています。下段には昨年度の評価結果に対する現在の各包括の取組状況が記載されています。

４　包括の力を入れている取組については、各包括の力を入れている取組が記載されています。

５　欠員状況については、改善に向けた取組や人材育成に関する各包括の取組が記載されています。欠員状況は退職等で若干生じていますが、職員の入れ替わりがあれば各包括からの報告を受けて把握しています。

最後に区のコメント（書面評価結果）となっています。高齢福祉課と地域福祉課が協力して記載しています。

お時間の関係ですべての内容のご報告はできませんが、地域福祉課を代表いたしまして、蒲田地域福祉課　根本課長より２点ほど特徴的な包括についてお話をいただければと思います。

根本課長　・続いて地域福祉課からは、各地域包括支援センターの活動の中から、２点ほど特徴的なものを紹介いたします。

　　　　　　１つ目は地域包括支援センター上池台の取組をご紹介いたします。

　　　　　　包括上池台は雪谷特別出張所管内を担当しており、地域包括支援センターが行う地域住民向けサロン等の事業を、包括職員だけでなく、地域の医療機関や介護事業所などの協力体制を得て運営する取組を行っております。具体的には、あした会やシニアオープンカレッジ等の取組を各団体と取り組んでいます。高齢者の参加の場を増やすために、包括単独でまかなうことはできないことはもちろんですが、地域の自主活動を支援することに加え、包括主導で始める取組に地域の関係機関を巻き込むことは重要であり、さらに広めてもらいたい取組として評価しました。

　　　　　・続いて、地域包括支援センター糀谷についてです。包括糀谷は糀谷特別出張所管内を管轄しており、地域の実情に応じた相談支援活動である「都営住宅での出張相談会」の取組を紹介します。会場である都営住宅は、高齢化率が６割を超える大型団地ですが、当該団地の自治会、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとも連携し、一人ひとりの高齢者の相談を丁寧に聞き取ることによって、課題が困難化する手前で対応したり、また、地域の共通課題を把握することで解決に向けた取組につなげることができます。今後も継続して実施されることを期待し、区としても支援していきます。以上、特徴的な取組を紹介させていただきました。

奈良会長　・質問等ありますか。

佐藤委員　・国指標の１項目目の職員の確保・育成について、保健師が未配置で看護師が配置されていることが多いですが、東京都全体で不足しているのか、それとも大田区だけの問題ですか。

　　　　　・また経験のある看護師であれば、保健師でなくても問題ないと考えていますか。

小西課長　・現在、保健師の配置は半数以下となっています。社会福祉法人が運営している包括が多いことから、法人の中に医療職があまりいないこと等が要因となっているのではないかと考えています。スキル的には看護師としての経験年数が病院等で就職する際、医療現場での経験年数が病院が受け取る医療報酬に反映される仕組みのようで、医療での経験年数が長い看護師を雇用すると加算が入ることから、福祉現場での経験では経験年数にカウントされないため、転職をした際に不利になるなどの要因から、社会福祉法人では、看護師の確保が難しくなっているのではと思います。

佐藤委員　・大田区だけの問題ではなくて、23区の問題ということですか。

小西課長　・後程ご紹介させていただきますが、専門職種の要件緩和に国が舵を切ったので、そのように考えて差し支えないと考えています。

佐藤委員　・承知いたしました。

奈良会長　・他に質問ありますか。

髙橋委員　・３職種を配置しているかという項目について、包括入新井では主任介護支援専門員が欠員となっていますが、他包括が配置している中で、欠員になっているのはどのように考えていますか。

小西課長　・包括入新井については、来年度から受託法人が変更になります。今回の評価は従前の法人となりますが、医療法人が請け負っているため、福祉職の確保に苦労していましたが、９月に欠員は解消されています。介護支援専門員の配置はしていただいておりましたが、主任の資格を取るための研修がコロナの影響により、開催が制限されていたこともあり、資格の取得に苦慮していたと聞いています。

髙橋委員　・運営法人の性格によって苦労している部分も違うということが分かりました。

奈良会長　・他に質問ありますか。

張間部長　・保健師は公衆衛生や地域保健の仕事がメインであり、地域包括支援センターに

配置する医療職としてその存在価値があると考えています。

一方、実務で申せば、知識やスキルの方が資格よりも重要だと思います。

そういった意味で、実務経験のある看護師の配置であっても問題ないと考えています。

　　　　 ・大田区特養・養護施設長会からご出席の志田委員は、法人として地域包括支援センターを運営していただいていらっしゃいますので、実態等何かおっしゃっていただけることがありましたらお願いいたします。

志田委員　・地域包括支援センターやぐちと蒲田東の２拠点運営しています。保健師の配置はできていますが、主任介護支援専門員が募集をかけてもなかなか採用できず苦慮しています。先ほど事務局より柔軟な職員配置の説明がありましたが、これがどこまでの緩和になるのか、興味を持っています。

　　　　　　できるだけ柔軟に対応していただけると法人としてもありがたいなと思っています。

奈良会長　・全国で見ると保健師の絶対数が5万人くらいで、この方たちの多くは市町村で仕事をしていることが多くなっていると考えています。医療系の大学では看護師と保健師の両方の資格が取れるような課程を準備していることもあり、両方の資格に合格すると看護師になりたいと思う方が多くなっています。そういった経過があり、保健師として実働している方が5万人くらいとなっているため、そもそも全国の包括に保健師を配置することははたして可能なのかと思っています。

　　　　　・他に質問ありますか。

中原委員　・地域包括支援センター糀谷の出張相談会について、こちらは東糀谷六丁目都営住宅自治会で、バスも遠く、高齢化率も高いことから、地域福祉コーディネーターが包括と協力して相談会を実施してきました。町会長の協力で看板を作成していただき、だんだん相談人数も多くなってきています。問題点としては、バス便が縮小され、近くに商店がなく、今後買い物に困るのではないかと考えています。今後も引き続き包括と一体となって進めていきたいと思っています。

奈良会長　・東糀谷六丁目都営住宅自治会についてはメディアで取り上げられたと記憶していますが、公共交通機関が減ってしまうと影響が出てしまうと思います。社会福祉協議会等の努力に感謝申し上げます。

・他に質問ありますか。

早山委員　・包括蒲田東について令和５年度から運営法人が変更となり、資料を見るととても苦慮しているように思いますが、前の受託法人との引き継ぎがスムーズにいっていないとありますが、今の状況と区としてのサポート体制等を教えていただきたいです。

根本課長　・包括蒲田東は蒲田東特別出張所区域を包括蒲田と包括蒲田東の２つに分けていて、異なる運営法人が運営しています。包括蒲田東は白陽会が運営しており、包括蒲田は池上長寿園が運営しています。お互いの包括が協力し、引き継ぎで足りない部分については連携しながらやっています。地域の民生委員児童委員協議会にも両包括が参加し、意思の疎通を図りながら進めているところです。

奈良会長　・引き継ぎがうまくいかなかった原因はどこにありますか。

小西課長　・従前は医療系法人が運営しており、急遽返上したいとの話があったので、準備期間がタイトな中で準備せざるを得ず、両法人とも一生懸命やっていただきましたが、十分ではなかったという表現になっています。現在は軌道に乗っていると考えています。

奈良会長　・利用者の方のデータの引き継ぎ等は担保されていて、評価として記入する際には今回のような書き方になってしまったということですか。

　　　　　・包括馬込等過去に新設した包括の引継ぎは大丈夫でしたか。

小西課長　・当初から予定されていたものであれば、準備期間をとれるため、困難ケース等の引継ぎも実施できますが、準備期間が短いとデータ等表面的な引継ぎとなってしまいます。

・包括入新井については過去の経験を踏まえ準備しているところです。

奈良会長　・このような評価をすることで、気を付けなければならない事項等が明確になり、有益なものだと思います。引き続き実施していただければと思います。

　　　　 ・本件については異議なしで了承されました。

・続きまして審議事項イ　介護保険法改正に伴う地域包括支援センターの体制整備等について事務局より説明願います。

小西課長　（資料２）

　　　　　　介護保険法改正に伴う地域包括支援センターの体制整備等について介護保険

法関係法令の改正に伴い、国から若干変更の通知がありました。

　　　　　　１点目が介護予防支援の指定対象の拡大です。

　　　　　現在、介護予防支援については、包括のみが市町村の指定を受けることができま

す。４月１日以降はその一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができる

とされています。

　　　　　　これにより包括を介すことなく、指定居宅介護支援事業所と利用者が直接契約

することが可能となる改正が予定されています。

　　　　　２点目が総合相談支援業務の一部委託です。

現在、包括は高齢者の幅広い相談を受け、適切なサービス等の紹介を行う等、高齢者の総合相談窓口となっています。

４月１日以降は、総合相談支援業務について質の確保に留意しつつ、包括が指定居宅支援事業所等に部分的に委託することが可能となります。

３点目が柔軟な包括の職員配置です。

３職種の配置は原則としつつ、包括による支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して３職種を配置することや「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進められるよう検討されています。

４点目が総合事業として行う第１号介護予防支援事業の見直しについてです。

総合事業において、従前相当サービス等として行われる介護予防ケアマネジメントＡについて、利用者の状態等に大きな変化がないと認められる場合に限り、モニタリング期間の延長等を可能とすることが適当であるとされました。

　　　　　５点目が包括の事業評価指標の見直しについてです。

平成30年度に策定した包括の事業評価指標について、調査研究事業を活用し、施行５年を経過していることや、今般の制度改正の内容等も踏まえ、見直しの検討が行われます。見直しを行う場合は令和７年度に新しい評価指標を用いて実施予定となっており、指標の内容については今後、国から示される予定です。

まだ具体的に国から詳細が示されていないため、今後の国の通知等を鑑みながら、区として取り込めるものは取り込み対応していきたいです。

区民サービスの質が落ちないように状況を見ながら判断していきたいです。

資料２の説明は以上です。

奈良会長　・ただ今、説明がありましたが、富田副会長、常安委員から資料２について、ご意見を伺っていると聞いております。事務局よりお願いします。

小西課長　・富田副会長から、３つご意見をいただきました。

１つ目が、今回介護予防支援の指定対象が拡大した背景はとのご意見をいただきました。

こちらは、人材確保が困難となっていることや高齢化の進展等が考えられます。

２つ目は指定居宅介護支援事業所で介護予防支援が行われた場合、事業所の負担増加が予想されますが、何か制限等ありますかとのご意見をいただきました。

　制限等については、業務を圧迫しない範囲で実施していただくものと考えております。受け手も業務を圧迫しない範囲で受けていただければと考えています。

３つ目は、効果や効率等のチェックは行われますかとのご意見をいただきました。

効果や効率のチェックについては、まだ国から具体的なものは示されていませんが、現場の負担感等を見ながら対応していくのではないかと考えております。

続きまして、常安委員からは包括の業務内容が増加傾向にあると思いますが、業務量増加の結果、各職員の負担増が気になります。行政は職員が疲弊しないように万全のフォロー体制を確保してほしいと思いますとのご意見をいただきました。

各法人の努力により、職員の疲弊が生じないように取り組んでいただいています。区も過剰な負担にならないよう配慮しながら改正の動向を見極めて実際にどのように現場に落とし込むかを考えていきたいです。

奈良会長　　・本件について、質問等ありますか。

髙橋委員　　・介護予防支援の指定対象拡大について、指定介護予防支援事業所が包括を介すことなく直接利用者と契約することができるとなっていますが、包括が関与していないことが不安材料になるのではないかと思っています。利用者保護についてはどのように考えていますか。

小西課長　　・選択肢が増えるという考え方でよろしいのではないかと思っています。現在包括で担っている介護予防支援をすべて指定居宅介護支援事業所に任せることはできないと思うので、役割分担をしながら、利用者の希望等も踏まえ、進んでいくのではないかと考えています。

髙橋委員　　・選択肢が増えるということは、包括を介する事業所と介さない事業所があって、どちらを選択してもよいということですか。

小西課長　　・詳細は今後国の通知を見てからになると思いますが、いきなりすべてを指定介護支援事業所に任せるということではなく、模索をしながら徐々にやっていくのではないかと考えています。

髙橋委員　　・模索をしながら徐々にという形で考えているということで理解しました。

奈良会長　　・委託することができるとなっていますが、区が許可をした場合に委託できるのか、それとも申請をすれば自動的に実施できるのですか。

小西課長　　・双方協議のうえで委託契約書等に盛り込んでいくのではないかと考えています。詳細等については国の動向を見ながら検討していきたいです。

奈良会長　　・具体的なものはまだ何もないため、区も明確に示すことが難しいと思います。

　　　　　　　個別案件を少しずつやりながら必要に応じて拡大していくということでよろしいでしょうか。

井上委員　　・介護保険導入当時は、要支援１,２は違う名称で、包括ではなく介護予防支援事業所が受託して支援を実施していましたが、その当時も特段問題なく実施していました。要介護であっても困難事例等は包括と介護予防支援事業所の相談体制はきちんと確立しています。虐待事例や精神的な問題等についても介護予防支援事業所と包括が相談をしながら支援をしています。現在、介護予防支援についても8割以上は介護予防支援事業所が包括から再委託を受けています。今回の法改正により介護予防支援事業所と利用者が直接契約を結べることとなりますが、包括と相談をしながら進めていくのではないかと考えています。介護予防支援専門員も定期的に大田区の研修を受講しているため、今までとあまり変わらずにできるのではないかと考えています。

奈良会長　　・今までのノウハウの蓄積等からあまり問題ないのではないかというご意見で

した。

・他に何か質問ありますか。

　　　　　　・総合相談支援業務の一部委託について、質の確保に留意しつつとありますが、

委託先の評価等するのですか。

小西課長　　・国が質というところを記載するということは、単純に人を配置するだけでなく、有資格者や経験年数等を担保するようにということを考えているのではないかと思っております。

奈良会長　　・今後国からガイドラインが示されるのではないかと想定しており、それらに基づいて進めていくということで理解しました。

　　　　　　・他に質問ありますか。

志田委員　　・職員の柔軟な配置について、複数拠点で合算して３職種とすることや主任介護支援専門員に準ずるというのは、国の通知によって決めていくということでよろしいでしょうか。

小西課長　　・経験年数を縮めるということは聞いていますが、国からの通知があった際にそれを逸脱しない範囲で区として定めていくということを考えています。

中原委員　　・今回の改正内容は、今後の高齢者施策を考えていく上で、実態に合わせた変更という理解をしていますが、それでよろしいですか。

小西課長　　・実態に合わせた変更と言うと語弊があるかもしれませんが、国は実態に合わせたというところと地方等の実情に合わせてできるところから基準にしていこうとしているのではないかと考えています。

　　　　　　　区がこれに合わせていく必要があるのかを国の通知をみながら判断していきたいです。

中原委員　　・介護保険が始まって約２５年経ちますが、介護支援専門員も一生懸命やってきたので、質の担保等もしつつ、実績を積み上げてきたことを国も評価しているととらえてもよいのではないかと思っていますが、実績を積んできた介護保険制度を実情に合わせたとしても質も担保できるのではないかと考えています。

奈良会長　　・４月からの改正となりますが、介護報酬等の改定もあり、色々変更する箇所があると思いますが、大きく変わるわけではないという中原委員のご意見だったと理解しました。

　　　　　　・本件、異議なしということで了承されました。

　　　　　　・続いて、報告事項のア「福祉講演会の実施結果について」事務局より説明をお願いします。

小西課長　　（資料３）

　　　　　　福祉講演会の実施結果についてご報告いたします。

日時は令和５年12月５日（火）13：30～15：30に消費者生活センター大集会室で開催されました。参加者は包括職員、民生委員児童委員、地域福祉コーディネーター、区職員含め、43名の方が参加されました。

講師は法政大学　現代福祉学部　福祉コミュニティ学科　髙良教授に「重層的支援における複合課題の取組について」、グループワークを交えながらご講演いただきました。

当日資料につきましては、事務局で保管しているので、ご覧になりたい方いらっしゃいましたら、お声がけください。

資料３についての説明は以上です。

奈良会長　　・本件について、何か質問ありますか。

　　　　　　・福祉講演会は隔年で実施していると認識していますが、来年度は別の形で実施するのですか。

小西課長　　・お見込みのとおりです。

奈良会長　　・本件については以上となります。

　　　　　　・次に、報告事項のイ「機能アップ３か年計画について」事務局より説明をお願い致します。

小西課長　　（資料４－１）

　　　　　　 令和５年度まで「機能アップ３か年計画」、「機能アップ２か年計画」に取り組んでまいりました。

　　　　　　 平成29年度の第三者評価をもとに、包括が３年後の「目指す姿」の実現に向けて取り組む具体策を明確に掲げた「機能アップ３か年計画」の取組を実施し、平成30年度に計画立案、平成31年度～令和３年度に計画実施を行いました。

　　　　　　 令和４年度～令和５年度には、第８期おおた高齢者施策推進プランの終期と合わせて、２年後の「目指す姿」の実現に向けて取り組む具体策を明確に掲げた「機能アップ２か年計画」の取組を実施し、令和３年度に計画立案、令和４～５年度に計画実施を行いました。

　　　　　　 今回サイクルとしては３回目のサイクルに入ろうとしています。これまでの実施結果を踏まえ、令和６年度～令和８年度にかけて「機能アップ３か年計画」の実施を予定しております。また、令和６年度は「第９期おおた高齢者施策推進プラン（令和６～８年度）」の年となります。こちらの計画期間と合わせることで、プランの基本理念や基本目標を踏まえた機能アップ３か年計画の策定及び事業実施が可能になると考えております。

　　　　　　（資料４－２）

機能アップ３か年計画のフォーマットといたしましては、おおた高齢者施策推進プランを策定中のため、機能アップ３か年計画（案）をお示しさせていただきます。プランの基本目標４つと連携しながら計画を立てていこうと考えています。地域の高齢化率や要支援・要介護の認定者数、地域の特徴的な取組等を取り入れながら、高齢者施策推進プランと連携しながら中長期的な視点で区民サービスの向上につなげていきたいと考えています。

奈良会長　 ・質問等ありますか。

・本件は、おおた高齢者施策推進プランの計画と合わせて機能アップ計画も実施していくということでした。

　　　　　　・次に報告事項のウ「地域包括支援センター入新井について」事務局より説明をお願いいたします。

小西課長　　（資料５）

　　　　　　 現在、包括入新井は社会医療法人財団仁医会が運営を受託しておりますが、令和６年４月から運営法人が変更となります。

　　　　　　新しい運営法人は社会福祉法人　有隣協会を予定しています。

　　　　　　また、令和６年度中に包括入新井の移転及びシニアステーション入新井の新設を予定しています。

資料５についての説明は以上です。

奈良会長　　・引継ぎがスムーズに進むようお願いできればと思います。

・質問等ありますか。

佐藤委員　　・運営法人変更の理由はどういうところだったのですか。

小西課長　　・今回は契約満了につき、その後の更新を辞退したい旨のお話がありました。

　　　　　　　そのため何か問題が生じたからというわけではありません。

奈良会長　　・他に質問等ありますか。

　　　　　　・次に報告事項のエ「地域包括支援センター新井宿（大森医師会）と南馬込の管轄変更について」事務局より説明をお願い致します。

小西課長　　（資料６）

　　　　　　包括新井宿の担当地域である山王四丁目11～20番について、令和５年10月

から、民生委員の担当区域が新井宿地区から馬込地区に変更されました。民生委員と包括は日頃の連携が不可欠であることから民生委員の区域に合わせる形で、令和６年度から包括の管轄区域を包括新井宿から包括南馬込に変更します。

　　　　　　対象人数は昨年の８月時点で351人の方がいらっしゃいました。

　　　　　　引き継ぎが必要な方については、混乱等がないように対応しているところで

す。

資料６については以上です。

奈良会長　　・本件は、変更したほうがそこの地域の方が利益になるということで理解しました。

・質問等ありますか。

髙橋委員　　・民生委員は各包括の管轄にどのくらいいますか。

小西課長　　・民生委員は包括エリアより細かく、見守り活動等をしていただいています。現在約500名の方がいらっしゃいます。

長谷川課長　・定数は500を超えており、実働は約480～490人の方がいます。地区ごとの民生委員児童委員協議会や日常的に地域包括支援センターと情報交換等をしています。

奈良会長　　・民生委員の担当地区は18に分けられていますか。

長谷川課長　・大田区は18の特別出張所ごとに地区協議会を設けています。

奈良会長　　・民生委員の担当地区18と包括の数23が一致していないから所々でねじれが起こるという理解でよいですか。

小西課長　　・もともと町会は戦前からの組織で、その後、環七、環八等の道路ができて、その後特別出張所の区割りができたため、歴史的に成立順が複雑なこともあり、ねじれが起きているということです。

長谷川課長　・今回変更した地区に関しては、該当の町会の真ん中に環七が通って、小学校や防災の拠点も環七を渡った馬込地区の小学校が指定されていました。さらに環七の真ん中に横断歩道があり、それを渡ったところに包括があります。そのため遠い包括に行かなければならないなど、ここの地区特有の問題があり、今回このような形となりました。

奈良会長　　・よく理解できました。

・次に報告事項のオ「地域包括支援センター千束（田園調布医師会）について」事務局より説明をお願い致します。

小西課長　　（資料７）

　　　　　　　　包括千束の受託法人は田園調布医師会となります。従来は、包括千束は田

　　　　　　　園調布医師会館の中にありましたが、北千束駅前の北千束二丁目35番８号

　　　　　　　に移転しました。包括の相談室や事務室、シニアステーションの活動室も２

　　　　　　　つ備え、特別出張所も同じ建物にあるなど、充実した施設となっています。

　　　　　　　１月９日から業務を開始しており、１月７日に開所式を実施しました。

　　　　　　　お近くを通った際にはご覧いただければと思います。

資料７については以上です。

奈良会長　　・質問等ありますか

志田委員　　・移転の際はプロポーザル形式で実施する認識ですが、今回プロポーザルをしなかった理由等ありますか。

小西課長　　・介護、医療等の一体的な形成を目指しており、田園調布医師会は在宅医療相談窓口を設けており、地域医療と連携して包括が運営されることが期待されることから、このような形となっています。

奈良会長　　・何か質問ありますか。

・無ければ本日の議事は終了します。

・皆様ご協力いただき感謝します。

　　　　　　・事務局にお返しします。

小西課長　　・本日は、活発なご議論ありがとうございました。

・最後に、来年度の会議日程についてご連絡いたします。

来年度の運営協議会は、全３回の開催を予定しております

日時につきましては改めてご報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和５年度第２回地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。